

特に注意していただきたいこと

はじめに

柏市では、福祉用具購入費及び住宅改修費における受領委任払取扱事業者の皆様は、「利用者にとって必要十分な販売・施工」、「適正な保険給付」、「不備のない申請」の3点に特に努めていただきたいと考えています。

そのために御注意願いたい内容について、以下にまとめました。

これらを順守していただけない場合、指定を継続できない可能性もありますので、必ず御確認の上、福祉用具の販売・住宅改修工事の施工、申請にあたってくださいますようお願いいたします。

1 介護保険サービスの基本的な考え方

福祉用具の貸与・販売、住宅改修を含む介護保険サービスは、利用者の身体状況を基にケアマネジャーが立てたケアプランに沿って行われるべきものです。

利用者から直接相談を受けることも多いと思いますが、まずはケアマネジャーを通して相談するよう伝えるとともに、安易に償還払いによる福祉用具貸与・販売、住宅改修を勧めることは不適正な給付につながるおそれがあるため、厳に慎んでください。

2 給付対象範囲の確認

介護保険給付は、「利用者及びその介護者のため、必要最低限の内容」のみ認められています。

例えば、「福祉用具における同一商品の複数購入や過去に購入履歴のある商品の再購入」や「住宅改修における日常生活動線外の工事」などは原則給付対象外ですが、事情を勘案して例外的に給付を認める場合もあります。

給付可否の審査は市が行うため、申請まで進み不支給となった場合は、利用者にとって想定外の不利益になってしまいます。

給付対象範囲に少しでも疑問がある場合は、市への事前確認を徹底するとともに、対象外のおそれがあるものについては必ず利用者への説明を尽くし、同意を得てください。

3 領収額の確認

利用者からの受領金額を確定させるためには、利用者の①保険対象残額、②負担割合を確実に把握する必要があります。

①についてはケアマネジャーへの問い合わせにより、②については利用者に最新の負担割合証と介護保険被保険者証の両方の提示を求めることにより確認してください。

負担割合の確認に2種類の証を要するのは、給付制限を受けている場合、被保険者証に記載されるためです。

なお領収額の考え方は、①保険対象額×②負担割合+③保険対象外額（総費用－保険対象額）により行い、小数点以下の数値が出た場合は、利用者負担額は切り上げで計算します。

4 申請書の「居宅支援事業所確認欄」

受領委任払いの「居宅支援事業所確認欄」はケアマネジャーが記入する欄です。必ず担当ケアマネジャー本人に適正な給付であることの確認を得た上で欄の記入を依頼することを徹底し、受領委任払取扱事業者による代理記入は決して行わないでください。

5 関係法令遵守と介護保険制度改正・報酬改定への対応

厚生労働省発出の「介護保険最新情報」や「介護保険Q & A」などにより、最新の動向や不明点を確認することが可能です。

介護保険は制度改正が頻繁にありますので、最新の情報を確認するよう努めてください。

6 社内での情報共有

窓口にて不備を指摘した際、「提出に来ただけなので分からない」「講義を受講したのは自分ではないので知らない」とのことで基本的な事柄から説明しなくてはならず、対応に時間を要する事が多くあります。

指定にあたっては、「事業所として」内容を理解しているという前提のもと行っております。

手引きや講義、その他関連通知の内容は、社内関係者全員の内容理解を図るため周知を徹底してください。

また、書類提出の際はチェックリストの活用や提出者への申し送りを行い、不備のない申請に努めてください。